

2011年3月18日

財団法人 日本学生航空連盟

年俸制給与規程

第1条 日本学生航空連盟、就業規則第22条に基づき年俸制給与については、この規程の定めるところによる。

第2条 以下の役職に就任した場合は年俸制給与を適用し、次の給与を支給する。

- ① 参事 年俸 2,500,000円
- ② 事務局長 年俸 1,800,000円
- ③ 教官 年俸 4,500,000円

2. 年俸制給与支給者には、上記の年俸のほか通勤に要する費用を支給することができる。

第3条 毎月の支給額は均等割りとしその月の22日に支払う。ただし、支払日が休日に当たるときはその前日に繰り上げて支払う。

2. 計算期間中の中途で採用され、または退職した場合の賃金は、当該計算期間の所定労働日数を基準に日割計算して支払う。

3. 給与は、指定口座にその全額を支払う。ただし、次に掲げるものは、給与から控除するものとする。

- ①源泉所得税
- ②住民税
- ③健康保険（介護保険を含む）及び厚生年金保険の保険料の被保険者負担分
- ④雇用保険

以上